

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のものについての証明書の取扱い)</p> <p>3-2 法別表第0102.21号、第0102.31号、第0102.90号及び第0103.10号に掲げる家畜のうち、令第63条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第63条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第1号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 当該証明書について、押なつされた農林水産大臣の印を<u>確認する</u>。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のものについての証明書の取扱い)</p> <p>3-2 法別表第0102.21号、第0102.31号、第0102.90号及び第0103.10号に掲げる家畜のうち、令第63条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第63条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第1号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 当該証明書について、押なつされた農林水産大臣の印を<u>確認する</u>ほか、<u>当該証明書が上記省令別記様式中の注(3)の規定により別紙を補充したものであるときは、当該証明書の各葉の間に割印された農林水産大臣の印及び申請書の印を確認する</u>。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>